

施策名	1801	道路網の整備
-----	------	--------

【事業類型】

- 職員人件費のみの事業
- 国の法令に基づいて実施する事務（生活保護、賦課徴収事務、年金事務、戸籍・住台帳事務、選挙事務、広域組合の負担金などの市の裁量及ばない事務）
- 負担金のみの事業（イベント等の実行委員会への負担金を除く）
- 組織や職員を管理するための内部事務管理事務（財務事務、人事管理事務、企画事務、議会事務など）
- 施設の維持管理費のみの事業（高熱水費や法定の保守点検委託料など。施設の修繕料）
- 施設を維持管理するための運営業務（施設やそれに付随する車両等の運転業務委託、公園などの管理業務、清掃委託）
- 課内事務を行う上で必要となる事務的経費のみで構成される事業（条例委員の報酬、旅費、需要費、役員費のみで構成）
- 団体等への負担金及び補助金が予算の大半を占めるもの・・・補助金は、補助金要綱及び補助金等のあり方に関するガイドラインにおいて精査されている。
- ハード事業で、中長期の年度計画（事業費含む）を策定し認められた事業
- ハード事業1,000万円未満、ソフト事業100万円未満（事業類型1～9以外）
- ハード事業1,000万円以上、ソフト事業100万円以上（事業類型1～9以外）

【事業概要シート作成有無】

新規・拡充・その他の見直し

NO → 事業概要シート作成【不要】

YES → 事業概要シート作成【必要】

妥当性（市の関与）

- 市が実施することが妥当である
- 見直す余地がある
- 市が実施する緊急性が認められない

有効性（施策貢献度）

- 施策への貢献度が高い
- 施策への貢献度が著しく高いとはいえない
- 成果の向上が見込まれない

効率性（コスト）

- コストを見直す余地がない
- 検討する余地がある

総合評価

- 計画通りに事業を進めることが適当
- 事業の進め方の改善検討
- 事業規模・内容又は実施主体の見直しの検討
- 事業の抜本的見直し、休・廃止の検討

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

NO	事業名	担当課 課長 担当者	事業内容	事業期間		根拠法令 要綱等	事業 類型 シート	妥当性	有効性	効率性	総合評価	事業費（千円）			人件費（千円）		主な指標	単位	H29	H30	H31	事業の方向性	
				開始	終了							H29 決算	H30 予算	H31 見込	H29 決算	H30 予算			目標	実績	目標		目標
9	道路新設改良県営事業 (負担金)	道路課	市内の国道44号や主要地方道、一般県道の拡幅改良について、投資効果のある路線から重点的に、快適で効率的な都市基盤の形成を図る。 対象路線 一般国道44号 主要地方道（大村橋野線、大村停車場線、大村員津線、長崎空港線） 一般県道（松原停車場線、竹松停車場線、多良岳大村線）				3	a	a	a	A	7,313	12,600	5,550	519	519	道路の整備率 (道路改良延長)	%	86	86	86	86	現状維持
		浦山 弘幸					無	妥当	貢献度高	余地なし	事業推進												
		田中 祐二																					
10	道路新設改良事業	道路課	市内全域に存在する市道の内、部分的に狭い箇所や車の幅合が出来ない狭い道路の局部改良及び拡幅改良を行い道路の構造改善を実施する。 市道線他48箇所 全体延長 L=16.8km 市内一円 拡幅改良、局部改良及び舗装補修				11	a	a	b	B	159,663	77,276	181,606	27,079	20,954	市道整備率 (道路改良延長)	%	67	67	68	68	現状維持
		浦山 弘幸					有	妥当	貢献度高	余地あり	改善検討												
		田中 祐二																					
11	池田沖田線県営負担金 事業	道路課	(小路口工区) 全体計画 道路改良 延長 L=1,440m 幅員 W=28m 用地補償 面積 A=39,061㎡ 家屋補償 N=69棟 (竹松工区) 全体計画 道路改良 延長 L=1,970m 幅員 W=20m 用地補償 面積 A=40,991㎡ 家屋補償 N=65棟	平成20年度	平成33年度		3	a	a	a	A	57,120	55,440	56,000	519	519	道路の整備率 (事業費ベース)	%	73	67	81	88	現状維持
		浦山 弘幸					無	妥当	貢献度高	余地なし	事業推進												
		田中 祐二																					
12	都市計画道路見直し事 業	都市計画課	平成22年度に都市計画道路の見直しを行い、優先順位に基づき道路整備を進めてきたが、長い期間が経過しているにもかかわらず着手の見直しが出ていない道路を存在する。このため、見直し検討後10年が経過し、整備の見直しの立たない路線や、新規路線の検討など、これからの都市基盤の整備に必要な路線の検討を行うもの。	平成31年度	平成33年度	都市計画法 都市計画運用指針	6		a		A	0	0	3,730	0	0	都市計画道路未 着手率	%	73	73	80	80	新規
		見玉 隆行					有																
		金原 剛蔵																					
											0	0	0	0	0								
											0	0	0	0	0								
											0	0	0	0	0								
											0	0	0	0	0								